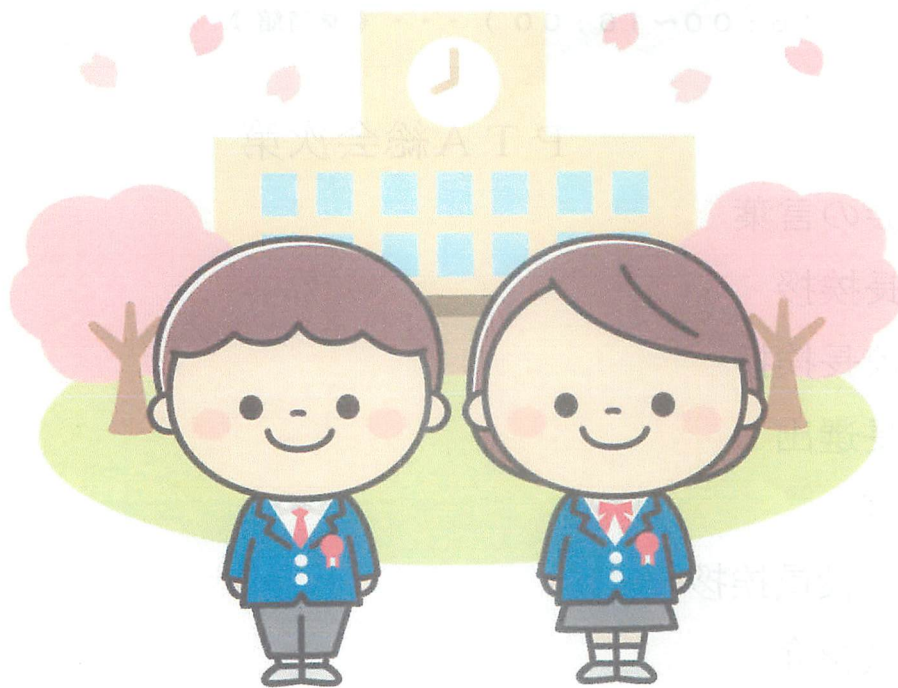


令和6年度 みやこ町立勝山中学校

P T A 総会議案書



日時：令和6年4月20日（土）15:00

会場：本校 体育館

1. 期日 令和6年4月20日(土)

2. 日程

(1) 授業参観(13:40~14:30)

学年・組	1の1	1の2	2の1	2の2	3年	若竹1	若竹2	若竹3	若竹4
授業	学活	学活	学活	学活	進路学習	自立活動	交流学級 で学習し ます	交流学級 で学習し ます	交流学級 で学習し ます。
授業者	川端	小川	江崎	尾形	3年職員	有吉			
教室	1年1組	1年2組	2年1組	2年2組	体育館	若竹1			

(2) 学級懇談会(14:30~14:50)・・・《各教室・3年生は体育館》

① 学年委員の選出(各クラス2名) ② その他

(3) 総会行事(15:00~16:00)・・・《体育館》

P T A 総会次第

- 1 開会の言葉
- 2 会長挨拶
- 3 学校長挨拶
- 4 議長選出
- 5 議事
- 6 新旧役員挨拶
- 7 職員紹介
- 8 閉会の言葉

みやこ町からのお知らせ

みやこ町雇用講師の費用は、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用しています。

令和5年度PTA事業報告

第1号議案

月	日	事業名	内容
4	11	新旧三役会	令和4年度PTA事業報告、決算報告審議他 令和5年度PTA事業計画、予算案審議 他
	13	第1回評議員会 (専門委員会)	PTA総会議案の審議、その他 専門委員長決め、各委員会の年間活動計画作成
	22	授業参観 PTA総会	授業参観・学級懇談会
		郡P連合会総会・母親部会総会	紙面総会
5		部活動保護者会	運動部、文化部
	8	三役会、理事会、評議員会、専門委員会	各専門委員会の活動計画など
		郡P連合会総会・母親部会総会	紙面総会
	13	土曜授業・環境整備 (雨天中止)	保護者除草作業8:00~9:00
		郡P連合会総会・母親部会総会	紙面総会
	17	町P連・郡P連総会	町P総会 (SGみやこ) 郡P総会 (SGみやこ)
	20	体育発表会 (学校評議委員会)	
6		京築地区P連総会	紙面総会
	4	県P連第38回定期総会	福岡リーセントホテル
	30	校内弁論大会	SGみやこにて開催
7	5	理事会、評議員会、専門委員会	学期末、夏季出校日、夏休み中の取り組みについて 他
	18, 19	保護者会	三者面談
8		夏季の取り組み	夜間巡回→中止
	26	PTA全国大会	山形大会
	5 29 30 31	出校日	夏季休業中の出校日
		環境整備・除草作業	中止
9	6	規範意識講演会	北九州市立大学准教授 アン・クレシーニさん
	22	文化発表会 保護者(78)名参観	規模縮小実施 合唱コンクール: SGみやこ
10	6	理事会、評議員会、専門委員会	中止
	17	PTA研修視察	福岡市防災センター
	28	PTA九州ブロック佐賀大会	町PTA親睦会レクのため不参加
	28	町PTA親睦会レク	犀川体育館 ソフトバレー大会優勝
11	14	三役会、理事会、評議員会	R6評議委員選出方法
12	1	三役会・理事会(第1回選考委員会)	次年度役員選考 11月確認のための中止
		郡P役員会・母親部会役員会	(木戸母親代表)
	7~9	修学旅行(2年生)	関西方面
	10	京築ブロックPTA連合会研修会	げんきの杜(明石校長)
	21 22	保護者会3年(午後) 保護者会全学年(終日)	三者面談 三者面談
1	10	三役会・理事会・評議員会(第2回選考委員会)	評議員選考についての説明
	13	土曜授業、	
	20	郡P連合同研修会	京都ホテル(明石・福森会長)
2	23	県P連合会 まなびのひろば	パピヨン24(明石校長・中野教頭)
3	14	理事会、評議員会、専門委員会	6年度役員選出・承認について、5年度のまとめ
	19	会計監査	5年度会計監査
	2	県PTA連合会第2回代表者会議	中小企業センター(福岡市) (福森会長)

令和5年度 PTA会計 決算報告書

1. 収入の部

項目	予算額	決算額	差額	備考
令和4年度繰越金	791,365	791,365	0	
令和5年度会費	511,200	509,800	▲ 1,400	
文化祭売上	50,000	0	▲ 50,000	実施なし
利息他	20,007	10,006	▲ 10,001	貯金利息7円、町・郡P助成金
合計	1,372,572	1,311,171	▲ 61,401	

2. 支出の部

項目	予算額	決算額	差額	備考	
PTA 事業費	会議費	15,000	8,626	6,374	会議等お茶代
	慶弔費	30,000	0	30,000	
	研修費	50,000	0	50,000	
	旅費	80,000	111,560	▲ 31,560	研修会参加他
	委員会活動費	60,000	12,000	48,000	
	負担金	50,000	45,685	4,315	県P負担金等・災害補償制度掛金
学校 事業費	環境美化費	60,000	56,482	3,518	草刈り・花植え用品他
	文化活動費	80,000	8,950	71,050	文化発表会消耗品他
	体育奨励費	80,000	60,723	19,277	体育用品他
	保健衛生費	12,000	11,855	145	保健室消耗品他
	生徒指導費	35,000	23,618	11,382	教育講演会他
	進路対策費	35,000	34,807	193	高校説明会他
	教科研究費	20,000	5,800	14,200	指導用書籍
	実習費	15,000	12,946	2,054	理科・技術実習用品等
	消耗品費	55,000	49,499	5,501	ラミネートフィルム他
	図書費	55,000	54,629	371	生徒資料用図書
	渉外費	15,000	12,402	2,598	来客用お茶等
予備費	625,572	108,352	517,220	卒業記念品他	
合計	1,372,572	617,934			

3. 収支の部

	収入	支出	差引
令和5年度	1,311,171	617,934	693,237

令和5年度 PTA会計監査報告書

PTAの会計簿・領収書綴・預金通帳等の監査を行った結果、上記記載の会計報告書のとおりであり、
 全て適正に処理されている事を確認しました。

令和6年3月19日

監事 友松 智子
 監事 宮崎 悠

令和5年度 体育文化振興費 決算報告書

1. 収入の部

項目	本年度予算額	決算額	差額	備考
令和4年度繰越金	485,252	485,252	0	
令和5年度会費	457,200	452,400	▲ 4,800	
利息他	2	4	2	
合計	942,454	937,656	▲ 4,798	

2. 支出の部

項目	本年度予算額	決算額	差額	備考
体育部費	385,000	197,976	187,024	大会参加費補助他 (ユニフォーム購入は助成金より)
文化部費	240,000	218,801	21,199	
予備費	317,454	6,320	311,134	
合計	942,454	423,097		

3. 収支の部

	収入	支出	差引
令和5年度	937,656	423,097	514,559

令和5年度 体育文化振興費 監査報告書

体育文化振興費の会計簿・領収書綴り・預金通帳等の監査を行った結果、適正に処理されていることを確認しました。

令和6年3月19日

監事 友松 智子

監事 宮崎 悠

2024年度 PTA三役・理事・評議員氏名一覧

2024/4/20

三役					
役職	所属	氏名	生徒名	年組	専門委員
会長	黒田	福森太一郎	大悟	2-1	
副会長	黒田	田中 慎一	奈知	2-1	
副会長	久保	坪根 正二	聖愛	3-2	
副会長	校長	明石 哲朗	勝山中職員		
副会長・母親代表	諫山	木戸 保子	歩夢	3-1	母親
母親副代表	久保	矢成香奈恵	謙信	2-1	
理事	教諭	三毛門鋼一	勝山中職員		
事務局	局長	藤村 和紀	勝山中職員		
	事務	小川 晴子	勝山中職員		

理事					
役職	所属	氏名	生徒名	年組	専門委員
理事					広報研修
理事					広報研修
理事					生徒指導
理事					生徒指導
監事		野田	莉衣奈	1-2	1 学年
監事					2 学年
監事					3 学年

地区名 (諫山)	評議員名	生徒名	学年	専門委員	
1	上矢山, 矢山, 米山, 池田 上・下河内・宮原・宮原団地	樋口 晶子	結那	2-2	広報研修
	長川・長川団地 岩熊・岩熊団地	中原 英子	知歩	2-2	広報研修
地区名 (久保)	評議員名	生徒名	学年	専門委員	
2	上野, 菩提, 下田 新町, 飛松, 上野ヶ丘, 新 町団地, 御手水	井上 夕美	友翔	3-1	生徒指導
		藤本 和恵	一花	3-1	生徒指導
3	三島団地・勝山苑	白石 奈美	悠将	3-1	広報研修
4	平尾・南陽台・函師	緒方 美穂	美愛	3-2	母親
5	上久保全区, 中久保, 下久保				
6	鳥越	松本美菜子	蓮真	2-2	母親
	箕田, 箕田 3				

地区名 (黒田)	評議員名	生徒名	学年	専門委員	
7	箕田 1, 箕田 2, 上 田 1, 上田 2	深堀 早紀	瑠菜	3-1	生徒指導
		有松 典之	沙和	2-2	広報研修
8	上黒田 1	植田 綾香	泰生	3-2	広報研修
		北山 久美	冬朱	2-2	広報研修
9	上黒田 2	大西 亜也	生夢	3-1	母親
10	中黒田 1, 勝山・勝山 団地	有馬 絵美	成美	2-1	母親
	中黒田 2, 中黒田 3				
11	下黒田 1, 下黒 田 2	坂西 佳子	真奈	2-2	母親
		大村 沙野佳	煌	1-2	生徒指導
12	小長田団地	白土 千雅	心結	1-1	生徒指導
		淵上 祐馬	太一	1-1	生徒指導

生徒指導委員会					
	長・副	氏名	生徒名	年組	備考
1	副	井上 夕美	友翔	3-1	
2		藤本 和恵	一花	3-1	
3	長	深堀 早紀	瑠菜	3-1	
4		大村沙野佳	煌	1-2	
5		白土 千雅	心結	1-1	
6		淵上 祐馬	太一	1-1	
担当教師		中村あ・尾形・江崎・藤井			4名

母親委員会					
	長・副	氏名	生徒名	年組	備考
1	長	木戸 保子	歩夢	3-1	
2	副	矢成香奈恵	謙信	2-1	
3		緒方 美穂	美愛	3-2	
4		大西 亜也	生夢	3-1	
5		松本美菜子	蓮真	2-2	
6		有馬 絵美	成美	2-1	
7		坂西 佳子	真奈	2-2	
担当教師		勝見・神原・進と・信濃・進ま・山中			6名

広報・研修委員会					
	長・副	氏名	生徒名	年組	備考
1		白石 奈美	悠将	3-1	
2	副	植田 綾香	泰生	3-2	
3	長	樋口 晶子	結那	2-2	
4		中原 英子	知歩	2-2	
5		有松 典之	沙和	2-2	
6		北山 久美	冬朱	2-2	
担当教師		川端・小川ち・有吉・三毛門・則松			5名

学年委員会					
	長	氏名	生徒名	年組	備考
1年	長	野田	莉衣奈	1-2	
		塚本	美里	1-1	
		有光	遥歌	1-1	
		小田	亜紀奈	1-2	
2年	長				
3年	長				
担当教師		丸山・古門・湯越			3名

※各委員会の専門委員長、副委員長は理事となり理事会に参加

令和6年度PTA事業計画

第4号議案 ※変更の可能性あり

月	日	事業名	内容
4	11	新旧三役会	令和5年度PTA事業報告、決算報告審議他 令和6年度PTA事業計画、予算案審議 他
	16	第1回評議員会 (専門委員会)	PTA総会議案の審議、その他 専門委員長決め、各委員会の年間活動計画作成
	20	授業参観 PTA総会	授業参観・学級懇談会
5		部活動保護者会	運動部、文化部
	9	三役会、評議員会、専門委員会	各専門委員会の活動計画など
	11	土曜授業・環境整備	保護者除草作業
	17	町P連総会・総会	町P総会 (SGみやこ) 郡P総会 (SGみやこ)
	18	体育発表会 (学校評議委員会)	
	21	郡P連合会総会・母親部会総会	SGみやこ
6		京築地区P連総会	
		県P連第39回定期総会	福岡リーセントホテル
	28	校内弁論大会	SGみやこにて開催
7	7	三役会、評議員会、専門委員会	学期末、夏季出校日、夏休み中の取り組みについて 他
	17, 18	保護者会	三者面談
8		夏季の取り組み	夜間巡回
	23, 24	PTA全国大会	川崎大会
	6, 28, 29, 30	出校日	夏季休業中の出校日
9	3	三役会、評議員会、専門委員会	
	20	文化発表会 保護者 () 名参観	合唱コンクール: SGみやこ
10		理事会、評議員会、専門委員会	
	15	PTA研修視察	
	26	PTA九州ブロック	
11	12	三役会、評議員会	R6評議委員選出方法
12	3	三役会(第1回選考委員会)	次年度役員選考
		郡P役員会・母親部会役員会	
	5~7	修学旅行(2年生)	関西方面
		京築ブロックPTA連合会研修会	
	21 22	保護者会3年(終日) 保護者会全学年(終日)	三者面談 三者面談
1	8	三役会・評議員会(第2回選考委員会)	評議員選考についての説明
	18	土曜授業、 郡P連合同研修会	
2		県P連合会 まなびのひろば	
3	13	評議員会、専門委員会	7年度役員選出・承認について、6年度のまとめ
		会計監査 県PTA連合会代表者会議	6年度会計監査

令和6年度 勝山中学校 体育・文化振興費予算 (案)

1. 収入の部

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	備 考
繰越金	485,252	514,559	29,307	
会 費	457,200	475,200	18,000	300円×12月×132名
利息その他	2	2	0	利息
合 計	942,454	989,761	47,307	

2. 支出の部

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	備 考
体育部費	385,000	385,000	0	体育各部消耗品 ユニホーム購入
文化部費	240,000	240,000	0	吹奏楽部・美術部消耗品
予備費	317,454	364,761	47,307	大会旅費補助他
合 計	942,454	989,761	47,307	

* 体育部・文化部ともに町より助成金があります。

助成金については、町の予算で収支会計が別になるため、計上していません。

令和6年度 勝山中学校 PTA予算(案)

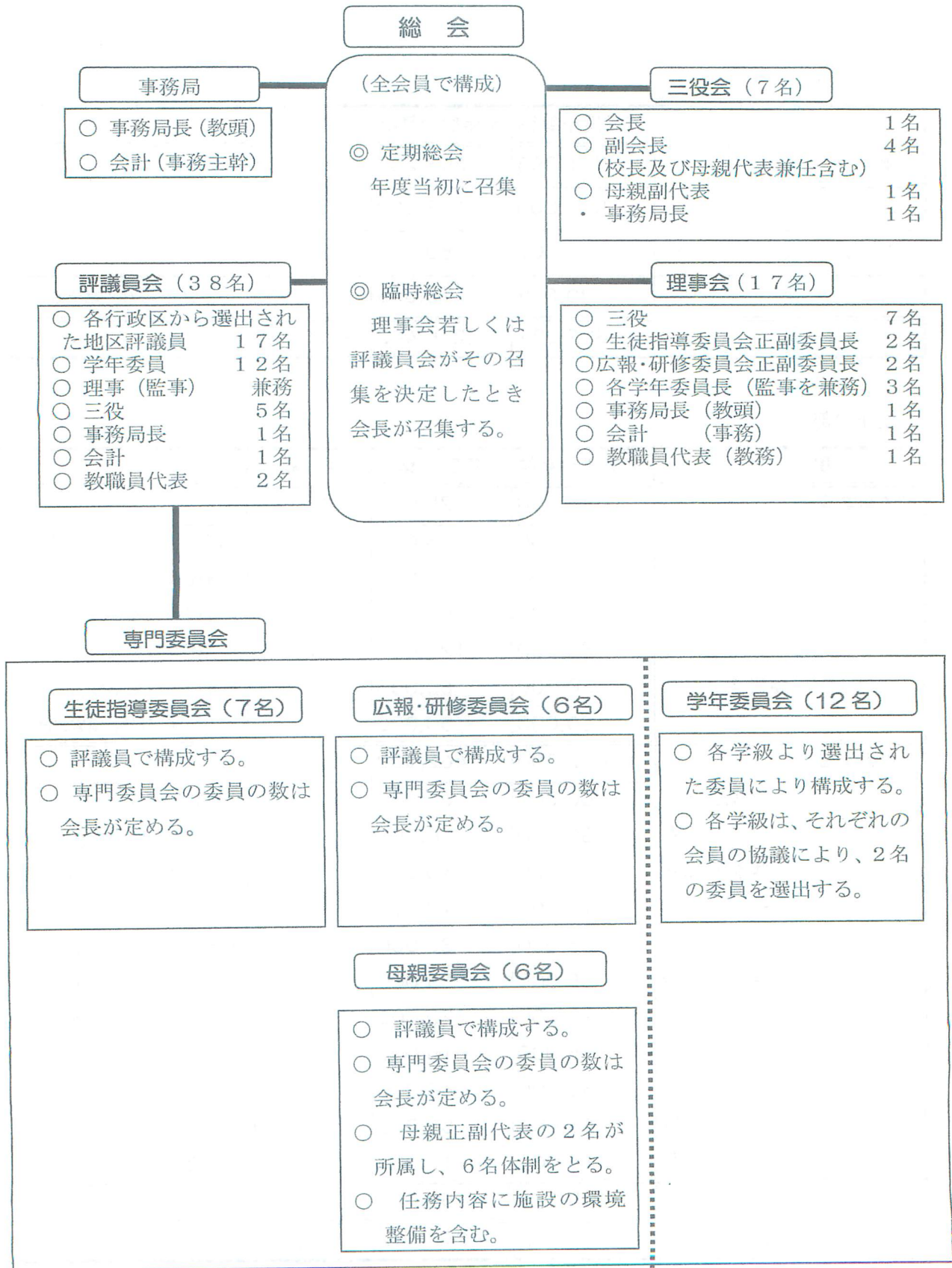
1、収入の部

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	備 考
繰 越 金	791,365	693,237	-98,128	
会 費	511,200	493,200	-18,000	300円×12月×137名
文化祭売り上げ	50,000	50,000	0	
利 息 他	20,007	10,005	-10,002	貯金利息・町/郡P助成金
計	1,372,572	1,246,442	-126,130	

2、支出の部

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	備 考
PTA事業費	285,000	325,000	40,000	
会議費	15,000	15,000	0	評議委員会等お茶代等
慶弔費	30,000	30,000	0	会員慶弔
研修費	50,000	50,000	0	各種研修会参加費
旅 費	80,000	120,000	40,000	各種研修会旅費
委員会活動費	60,000	60,000	0	各専門委員会活動費
負担金	50,000	50,000	0	負担金・災害保険・損害保険
学校事業費	462,000	462,000	0	
環境美化費	60,000	60,000	0	環境整備用品
文化活動費	80,000	80,000	0	文化祭、文化活動等
体育奨励費	80,000	80,000	0	体育消耗品、体育活動等
保健衛生費	12,000	12,000	0	保健室衛生用品
生徒指導費	35,000	35,000	0	生徒指導関係用品他
進路対策費	35,000	35,000	0	進路指導関係用品他
教科研究費	20,000	20,000	0	教科研究用図書費等
実習費	15,000	15,000	0	授業用実習消耗品
消耗品費	55,000	55,000	0	
図書費	55,000	55,000	0	生徒資料用図書他
渉外費	15,000	15,000	0	来客用お茶代等
予 備 費	625,572	459,442	-166,130	
合 計	1,372,572	1,246,442	-126,130	

みやこ町立勝山中学校 P T A 組織図



令和6年度PTA専門委員会の活動内容（案）

◇ 広報・研修委員会

- (1) 各種研修会への参加 … 京築PTA連合会講演会、家庭教育講演会等
- (2) 本校研修視察の計画と実施
- (3) 本校教育講演会の計画と実施
- (4) PTA新聞の企画・編集・発行
- (5) その他 … 体育発表会・文化発表会等への協力等

◇ 生徒指導委員会

- (1) 「愛の声かけ運動」…毎月1日・20日を基本にして月に2回、交通安全指導を兼ねて実施。

- 場 所 教 師 … 学校前交差点、JA前、箕田橋
保護者 … 長川橋、旧矢部商店前、黒田橋、岡本歯科前、
太陽の森駐車場前、神事場
横断旗:各担当で持ち回り(次回の担当に渡す)

- 割り当て 生徒指導委員会で原案を作成し、保護者に配布します。

- その他 時間帯に関しては、7:50~8:10分を基本としますが、
生徒の通学状況に合わせて必要があれば変更してください。
(神事場前:7:40~8:00)

- (2) 夏休みの夜間巡回の計画と実施

- (3) その他 … 体育発表会・文化発表会等への協力等

◇ 母親委員会

- (1) 京築P・郡P母親(家庭教育)研修会への参加
- (2) 子育て講演会等への参加
- (3) その他 … 体育発表会・文化発表会等への協力等

◇ 学年委員会

- (1) 学年保護者懇談会等の計画と実施
- (2) 学年教育講座等の実施
- (3) その他 … 体育発表会・文化発表会等への協力等

※ 給食センターの活用（料理教室等）

勝山中学校PTA規則

第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は、「勝山中学校PTA」と称し、事務局を勝山中学校内に置く。

(目的)

第2条 心身共に発育盛りの子ども達にとって、家庭・学校・地域が果たす役割の大きいことを確認し、それぞれが子ども達の健全育成を図るため、勝山中学校PTAを組織する。

(会の性格)

第3条 本会は、子ども達を育む、地域の教育環境づくりを進めるため、自主独立の活動を行うと共に、生徒の福祉の増進に努める他の社会的諸団体及び機関と連携し協力する。
また、学校から提示された教育課題を解決するため、学校の教育活動を侵さない範囲で積極的に討議とその実践に参加する。

(会の事業)

第4条 本会は、第2条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。
一 心身共に健全で人間性豊かな子どもを育むための教育活動に関する事。
二 家庭と学校の連携の緊密化並びに、父母と教師の協力関係の増進に関する事。
三 学校の教育施設の整備、その他教育環境の促進に関する事。
四 科学性と合理性に基づく民主教育の推進に関する事。
五 地域に於ける社会教育の振興に関する事。
六 その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第二章 会 員

(会の構成員)

第5条 本会は、次に定める者で構成する。
一 学校に在籍する生徒の保護者
二 学校に勤務する校長及び職員（以下「教職員」という）
三 町内に在住し、本会の運営に賛同する者で、特に入会を希望する者

第三章 組 織

(総会)

第6条 ① 総会は定期又は臨時の総会とし、定期総会は、年度の当初に会長が召集する。
② 臨時総会は、理事会若しくは評議員会がその召集を決定したとき、会長が召集する。
但し、会員の5分の1以上から臨時総会の要求があった時は、会長はこれを召集しなければならない。

(総会の権限)

第7条 総会は次に定める事項について審議し、決定する。
一 規則の改正
二 当該年度の事業計画並びに予算の決定
三 決算の承認
四 会長及び副会長の推薦の承認
五 その他、この規則で特に総会の権限に属するとされている事項並びに会長が特に総会に付議する事項についての決定若しくは承認。

(評議員会)

第8条 ① 会長は、必要があると認めるとき、第10条に定める役員及びこの役員以外の評議員で構成する評議員会を召集することができる。

- ② 評議員は、別に定める当該行政区の会員の協議によって、それぞれ、選出するものとする。
- ③ 学年委員については各学級で選出し、評議員会に属するものとする。

(評議員会の権限)

第9条 評議員会は総会に次ぐ議決機関として、次に定める事項を決定する。

- 一 緊急を要する事項で理事会が認めた場合、総会の権限に属する事項
- 二 総会に於いて、特にその決定若しくは執行を委任した事項
- 三 その他、総会の権限に属さない事項で理事会が評議員会にはかることを必要と認めた事項

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 4名（母親代表の兼任1名及び校長1名を含む）
- 三 母親代表 1名
- 四 母親副代表 1名
- 五 理事 5名（生徒指導委員会、広報・研修委員会の各正副専門委員長及び教職員の代表1名を充てる）
- 六 監事 3名（各学年委員長を充てる）

(三役の選出)

- 第11条 ① 会長、副会長（校長を除く）及び母親副代表の選出については、その任期の満了する前に、会長が前条の役員で構成する選考委員会の意見を聞いて、総会に推薦する。
- ② 推薦のあった会長、副会長（校長を除く）及び母親副代表については、総会の承認があった時、その選出が為されたものとする。

(その他の役員の選出)

第12条 理事及び監事の選出については、総会までに、その氏名を事務局長に申し出なければならない。

(役員任期)

- 第13条 ① 役員任期は1年とし、第11条に定める総会、または第12条に定める選出の後、初めて召集された総会から、次の年度の定期総会までを任期とする。
- ② 任期の途中で、役員に欠員を生じたときは、理事会の決定でその補充を行う。但し、次の評議員会で承認を受けなければならない。
- ③ 補充による役員任期は前役員の前任期とする。
- ④ 役員選出については再選を妨げない。
- ⑤ 三役については、PTA活動の継続性を重んじ可能な限り複数年務めるものとする。

(役員任務)

第14条 役員任務は次の通りとする。

- 一 会長 本会を代表し、会務を統括する外、この規則その他に定める事項を処理する。
- 二 副会長 会長を補佐し、会長不在の時は、これを代行する。
- 三 母親代表 母親委員会を主宰し、母親委員会の研修体制の確立に努める。
- 四 母親副代表 母親代表を補佐し母親代表が不在の時は、これを代行する。
- 五 理事 理事会を構成し、審議並びに、決定に参加する。
- 六 監事 理事を兼ね、本会の会計を監査する。

(三役会議)

第15条 会長は、本会の種々の問題に対処するために、会長、副会長（母親代表含む）、母親副代表で構成する三役会議を召集することができる。

(理事会)

- 第16条 ① 会長は、理事会を必要に応じて招集する。総会並びに評議員会が決定した事項を処理し、予算を執行し、規則の改正を発議する外、この規則に定める事務を執行する。
② 会長はこの規則に定める事項、その他本会の運営に関する事項について協議するため第10条に定める役員で構成する理事会を必要に応じて召集する。
③ 前項の場合に於いて、会長が特に必要と認めるときは、役員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

- 第17条 ① この規則に定める事務を処理するため事務局を設置する。
② 事務局員は教職員の中から選出し、その任務は次の通りとする。
一 事務局長 教頭をもって充て、総会並びにこの規則に定める会議の開催を通知し、その議事について記録し、会計の事務を統括する。
二 会計 事務官をもって充て、予算並びに決算を作成し、本会の金銭の収支を正確に記録し、定期総会に監査を経た決算書の報告をする。

第四章 会 議

(定足数)

- 第18条 ① 総会並びに評議員会は、それぞれ、会員並びに評議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
② 理事会については、第10条に定める役員の過半数の出席がない場合も、前項と同様とする。
③ 前二項の場合に於いて、委任状の提出があった時は、その提出者については、出席があったものとして取り扱う。

(表決)

- 第19条 ① 総会、評議員会及び理事会の議決については、出席者の過半数の賛成により行う。尚、可否同数の時は、議長がこれを決する。
② 委任状の提出があった者は、表決に数えないものとする。

第五章 会 計

(会の経費)

第20条 本会の経費は、会費・事業収入及び寄付金をもって充てる。

(会費)

第21条 会員は、総会で決定した会費を納めなければならない。
但し、止むを得ない事情により、会費を納めることができない者は、理事会の承認により、その一部又は全部を免除することができる。

(支出の禁止)

第22条 本会の支出については、この規則若しくは、総会で決定し又は承認した事項以外に支出してはならない。但し、予算の流用について理事会の承認を経たものはこの限りではない。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会計帳簿等の整理)

第24条 第17条第2項に規定する会計は、本会の収支を記録する会計帳簿を整理し、役員からの求めがあった時は、何時でも、これを呈示できる状態にしておかなければならない。

第六章 専門委員会

(専門委員会の設置)

第25条 本会の事業の推進に資するため、次の専門委員会を設置する。

- 一 学年委員会
- 二 生徒指導委員会
- 三 広報・研修委員会
- 四 母親委員会

(学年委員会の構成)

第26条 ① 学年委員会は、各学級より選出された委員により構成する。
② 各学級は、それぞれの会員の協議により、2名の委員を選出する。

(その他の専門委員会の構成)

第27条 ① 第25条、第2号から5号に定める専門委員会は評議員で構成する。
② 前項に定める専門委員会の委員の数は会長が定める。

(母親委員会の構成)

第28条 母親委員会は、評議員から選出された母親委員で構成する。

(専門委員会の所属)

第29条 評議員及び教職員（校長・教頭を除く）は、いずれかの専門委員会に所属する。

(学年委員会の任務)

第30条 ① 学年委員会は、家庭と学校の連携の強化をはかり、相互の信頼を醸成するため、学年の諸問題について協議する他、学年行事等を企画し、実施する。
② 学年委員会は必要がある時は、その協議により、各学級毎に独自の事業を企画し、実施することができる。

(生徒指導委員会の任務)

第31条 生徒指導委員会は、生徒の交通安全の指導、校外補導の企画、その他生徒の健全育成に関する事業を実施する。

(広報・研修委員会の任務)

第32条 広報・研修委員会は、PTA新聞の発行の企画・編集に関する事業を実施する。また、民主教育を確立し、会員の意識高揚をはかるため、研修会等を開催する。

(母親委員会の任務)

第33条 母親委員会は、各PTA連合会の母親部会と連携し、必要な事業を実施する。また、学校教育施設の整備、充実をはかり、校舎内外の教育環境の改善に必要な事業を実施する。

(専門委員会の運営)

第34条 ① 専門委員会はそれぞれの互選により委員長及び副委員長を選出する。
② 教職員を代表する理事は学年委員会を担当する。
③ 委員長は当該専門委員会を召集し、議長となって議事を進行する。
④ 副委員長はそれぞれ専門委員会の議事の経過を記録する。
⑤ 委員長は任期の満了する理事会で、年間の活動について報告する。

(専門委員会への出席)

第35条 会長及び副会長（校長を含む）は、いずれの専門委員会にも出席する事ができる。但し、専門委員会から出席を求められた時は、出席しなければならない。

第七章 特別委員会

(特別委員会の設置)

- 第36条 ① 会長は、特に必要と認めたる時は、理事会にはかり、特別の事業を実施し、若しくは特定の事項を処理するため、特別委員会を設置することができる。
- ② 前項の場合に於いては、理事会は特別委員会の名称・構成員・その他、特別委員会の運営に関する事項について決定する。

(特別委員会の解散)

- 第37条 会長は、特別委員会が、その目的を達成したと認めたる時は、理事会で協議しこれを解散するものとする。

第八章 補 則

(規則の施行)

- 第38条 この規則は、昭和52年4月1日に施行された「勝山中学校父母教師会会則」が実情にそぐわないため、その全面の見直しを行い、必要な改訂、増補を行ったことにより、同会則第17条の規定に基づきやむを得ない措置として、平成4年度第3回評議員会の承認を受けて施行するものとする。

(その他)

- 第39条 この規則に定めのないものについては、理事会が決定する。

附 則

- ・この規則は、平成4年9月5日から施行する。
- ・平成 8年5月 2日 一部改正
- ・平成 9年5月 2日 一部改正
- ・平成16年4月24日 一部改正
- ・平成20年4月19日 一部改正
- ・平成23年4月16日 一部改正
- ・平成31年1月10日 一部改正
- ・令和 6年4月20日 一部改正

勝山中学校PTA慶弔規定

1. 生徒に関するもの

(1) 死亡の場合

- ア) 父母教師会より香典 1 万円を贈る。
- イ) 会長が会を代表して会葬する。

(2) 疾病の場合

- ア) 病気または負傷のため、入院 3 週間以上または自宅療養 1 カ月以上に及ぶときは、会より見舞金 3 千円を贈る。
- イ) 会長が会を代表して見舞う。

(3) 災害の場合

- ア) 風水震火災等に罹った時は会より見舞金を贈る。ただし、金額はその都度理事会で協議して定める。
- イ) 会長が会を代表して見舞う。

2. 生徒の父母または保護者に関するもの

(1) 死亡の場合

- ア) 会より香典 5 千円を贈る。
- イ) 会長が会を代表して会葬する。

3. 教職員に関するもの

(1) 疾病の場合

- ア) 入院 1 カ月以上の場合、会より見舞金 3 千円を贈る。
- イ) 会長が代表して見舞う。

(2) 死亡の場合

- ア) 会より花輪 1 対を贈る。
- イ) 会長が会葬し弔電を贈る。

(3) 災害の場合

- ア) 風水震火災等に罹った時は、会より見舞金を贈る。ただし、金額は理事会で協議して定める。
- イ) 会長が代表して見舞う。

4. 備考

- (1) 本規定は昭和 50 年 4 月 1 日より発効する。
- (2) 本規定に該当しないもので、本会として慶弔の必要のある事柄については、その都度理事会で協議して定める。
- (3) 本規定に必要な経費で予算に計上されていないものは、その都度徴収する。

以上

令和6年度 勝山中学校校舎教室割

